

文書館 ぎより

TEL 027 (221) 2346
<http://www.edu-c.pref.gunma.jp/kyoui/monjokan/>

第36号 平成13年2月

雑誌「幼女画報」の新年附録として大正八年（一九一九）一月一日に発行された双六です。これは一月から十一月と振りだし、上がりの十三マスでできています。主人公の春子さんが枕の下に宝を入れて寝ると月ごとに幸せな夢を見れて、上がると夢が覚めるという少女向けの夢物語で構成されています。

日本における双六の歴史は、唐から伝わった盤双六（二人相対して賽を振り、盤上の駒を動かして全部の駒を相手陣に入れるもの）の形式から始まり、古くは「日本書紀」持統天皇三年（六八九）十二月条に「禁断双六」の記事が見られます。

現在の双六は絵双六と呼ばれる形式で、寛文年間（一六六一）し出す貴重な史料の一つです。

七二）ころ、悪い目は地獄、よい目は極楽として遊んだ「仏法双六」から始まつたといいます。彩色が施され、道中双六、教訓双六などが人気でした。明治期以降は、児童雑誌の付録として欠かせないものとなりました。

当館収蔵の他の双六を見てても、明治から大正にかけて発行された児童雑誌、婦人雑誌の付録がほとんどで、お伽噺や昔話の主人公が登場するもの、自動車や飛行機などの乗り物が登場するもの、道德や婦人教育的な要素を持つものなどのほか、時節柄、戦争色が出たものもあります。子どもや家族向け正月遊びの主役だった双六ですが、その時代や文化をはつきりと映し出す貴重な史料の一つです。



県民ホール正月特別展に出品した双六から

初夢双六

大正8（1919）年1月1日

縦53cm・横39cm

藤岡市高山坂本計三家寄託
請求番号8202文書番号2473

里修験の補任状

東京国立博物館主任研究官 時枝務

はじめに

里修験の補任状については、すでに高
埜利彦氏が『近世日本の国家権力と宗教』

（東大出版会、一九八九年）のなかで詳
細に考察し、近世の僧位・僧官制度のな
かに占める特異な位置をあきらかにした。

また、群馬県の事例については、かつ
て筆者が近藤義雄編著『大間々町の社寺』
（大間々町誌刊行委員会、一九九七年）
に収められた「近世修験道の文書－補任
状をめぐって」において基本的な視点
を提示したことがある。

その後、新たに付け加えるなものも
ない状態であるが、昨年おこなわれた平
成十二年度長期古文書講座において「修
験文書を読む」と題して、里修験の補任
状を中心とした諸問題について考える機
会があった。

ここでは、その折の話を踏まえて、二
通の里修験の補任状をもとに、それから
考えられる三つの問題を論じ、古文書の
解説と利用のための一助としたいたと思う。

一、補任状を読む

今回掲げた史料は、いずれも大間々町
塙沢の宝蔵院（現宮下修一郎家）に伝来

被問召訖、不可有子細旨
檢校宮依御氣色

三山奉行若王子御房所被

元禄十六年八月二日 法橋秀全（版刻花押）

上宝 蔵院

宝 蔵院

この補任状は、聖護院の「御氣色」に
よつて、若王子が「仰出」されて発給し
たもので、差出人として記名する法橋定
応と法橋秀全は若王子執事である。つまり、名目上は聖護院の意思を受けて発給
したかたちをとっているが、實際には
若王子が独自に発給したものであること
が知られるのである。

院号は寺院の塔頭や子院の称号である
が、修験道では修験道寺院をいうだけで
なく、修験者その人を指す用語として使
われている。ここでは、歴代にわたって
使われてきた「宝蔵院」の院号を使用す
ることを許可しているわけで、寺院の称
号であると同時に修験者自身をも指すも
のであることはあきらかである。

【検校宮】は熊野三山を統括するため
に置かれた職である熊野山檢校のことと、
一四世紀以降は聖護院門跡が勤めており、
具体的には聖護院を指すことばとして使
用されている。聖護院が修験道の代表的
な教団である本山派の頂点に立つていた
門跡寺院であることはいうまでもない。

【三山奉行】は、やはり熊
野三山を支配するために設けられた熊野
山奉行を勤めた京都東山の若王子兼々
院のことである。若王子は聖護院の院家
のひとつで、室町幕府と親密な關係にあつ
たところから勢力を増し、以後裏側的に
三山奉行の職を独占していたのである。

院号御免之事

史料一 認定號補任狀

図示しなかつたが、包紙の上書には
「院号 宝蔵院」とあり、裏書は「洛陽
新熊野別當職勝仙院僧正藏下故令裏書畢
として法橋玄秀と法橋周清の名が認められ
れ、押印されている。本文は次の通りである。

金欄地結裝袋補任狀
被先子御氣色
三山奉行
法橋玄秀

史料二 金欄地結裝袋補任狀

次に史料二をみよう。やはり、図示したが、包紙の上書には「宝蔵院」とみえ、裏書には「洛陽新熊野別当住心院置下故加裏書者也」見珍圖」とあり、立派な朱印が押捺されている。本文は次の通りである。

金闢地結袈裟之事

聖訓附錄卷之三

享保十二年七月廿六日 法印祐勝（花押）

上野国勢多郡塙沢村

宝
藏
院

結審姿は修験者が身につける装束で、その地色によって宗派内での身分を表示したが、金襴地は里修験によつてきわめて格式の高いものであった。それを許されることは誠に名誉あることであつたことはうまでもない。

この種の書類は三種類の「領券」によつて發給されているが、差出人の法印祐勝は聖護院の坊官であり、実際に聖護院か

実際に発給主体が違つたことに起因するものと判断される。

野国の霞を引き雜いだ院家であることは前述したが、院主である晃尊自ら筆を執る形式となつており、院号補任状よりも通かに格式の高いものとして位置づけられているところに特色がある。

二、補任状の意味するもの

このように、修驗道の補任状に二種類の様式があることは、すでに高慈氏によつて指摘されており、史料一と同様式のものが院号のほか僧都坊等、桃地結裝等の権大僧都法印・僧祇・僧祇・三僧祇・貝緒、史料二と同様式のものが金襴地結裝等のほかに白地金襴地結裝・浅黄絹結裝の補任状にみられることが知られている。

高慈氏によれば、前者が天明六年(一七八六)七月以降裏書が省略され、「住心院」の印を押捺するのみとなり、後者が天明期と天保期の間に様式の変化があつたというが、大間々町の史料を検討した結果、前者の変化が安永八年(一七七九)八月、後者の変化が寛政期まで遡ることが確認された。小さな事実ではあるが、訂正しておく必要があるう。

さて、それでは、本山派における補任状は、里修驗にとつてどのような意味をもつものであったのであらうか。

第一に指摘できるのは、補任状が修驗道の教団内での身分や格式を保証し、教団の組織を確立するものとする機能を帯

びていたことである。本来、国家の官位制度の一環である僧位・僧官の補任は、門跡の永宣によるか寺社伝奏を通しての奏請が基本であったが、若王子が発給していたところに本山派の特色がある。一院家に過ぎない若王子が実質的な補任権をもつて以上、本山派の補任制度はあくまでも教團内部の身分や格式を付与するに留まつたことが予測され、律令国家以来おこなわれてきた官位制度の系譜を引きながらも、その性格はまったく異なつたものであつたことが指摘できよう。

第二に、里修後にとって、補王侯は改學的な見立から、補王侯より儀式論や幾笔

そうした朝廷に通じる権威を重んじる姿勢が、宗教者・芸能民・職人に顯著なことはかねてから指摘されているが、里修もまた例外ではあり得なかつた。

わたりに

里修の補任状を読みながら、近世における修驗者のあり方を考えみてみたが、補任状から読み取れることはおそらくこれだけに留まらないであろう。

ここでは深入りしなかつたが、古文書

第二に、里修験にとって、補任状は教團内での立場を確立するため必要であつた。

国内での立場を確立するためには必要であつたのみでなく、地域社会における日常的な宗教活動を展開する根拠として重要な

な宗教活動を展開する根拠として重要ななものであった。

周知のように、補任状を得るためには、

大峯山の入峰修行に参加し、上京のうえ官金を納めなければならなかつた。そのため、補任狀は修験者の免許狀としての

ため、補任状は修験者の免許状としての性格を帶び、宗教的な正當性を証明する

性格を帶び、宗教的な正當性を証明する文書として受容されたのである。

しかも、発給者は門跡である聖護院、あるいは院家の若王子という京都の名立

あるいは院家の若王子という京都の名立たる寺院であったから、補任状が權威ある存在として受け止められたのは当然で

あつた。門跡や院家は突き詰めれば朝廷に通じる権威をもつわけで、僧位・僧官

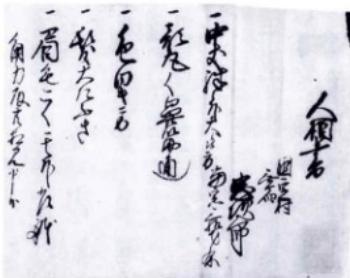
仲間捷書（東京都吉田家寄託文書）など

う・「碓氷峠の関所跡」では、明和七年（一七七〇）の碓氷関所の出女通行手形（松井田町中島家寄託文書）など。

ら、「雷と空風義理人情」では、天保十三年（一八四二）の国定村無宿忠次郎ほか人相書（月夜野町中闇家寄託文書No.七七・写真左）など。

人取締規定（前橋市木村家寄託文書）など。

は天明二年（一七八二）の浅間山大噴火の際の吾妻川火石・泥入り被害報告書（吾妻町伊能家寄託文書No.一一二〇・写真左）など。



体験ヨーナー（こよりづくり）

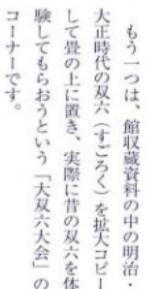


体験コーナー（双六）

多くの観覧者の方に、気軽に参加していただける体験コーナーを二つ用意しました。ひとつは、現在の日常生活ではほとんど作ることがなくなった「こより」を使つてカレンダーやメモ帳、あるいは「おしり」を作つてもらうという「こよりづくり」のコーナーです。

いたときました。
なお、この二つの体験コーナーを実施するにあたっては、展示解説も含めてボランティアとして参加していただいた延べ六十人余の方々の多大な協力を得ました。記して感謝する次第です。

これらは、展示了した資料のこゝ一部であります。利用した「上毛かるた」の読みみは合計三〇枚、展示資料は二〇点余りございました。なお、展示資料は当館の所蔵の古文書や図書等を寄贈していただいた方の蔵書を中心ですが、それだけではなく、展示が不可能だったため、各地の資料保存機関並びに個人蔵の資料も承諾を得て数多く展示させていただきました。御協力に深く感謝する次第です。



古文書

閲覧点検等を終え、新たに閲覧利用で
きる寄託古文書は次のとおりです。

○利根郡新治村・新治村有文書

新治村教育委員会が所有していた約二
〇〇点の文書で、年貢割付状などの西峰

須川方文書、三国街道須川宿の助郷人
馬継立や飯米買いなどに関する須川村

(宿) 脇本陣家に伝來した文書、他に郷
土史家の故本多夏彦氏が収集した文書
(筆写史料を含む) などがあります。

(請求番号P八四一七)

○利根郡新治村・須川笠原惣代文書

本文書群は約五五〇点で、新治村笠原
地区に伝存してきた文書を、明治期以降

惣代が引き継ぎ保管してきたものと思わ
れます。年貢割付や皆目録、林場出入
や助郷割合に関する近世須川村名主文書
及び宿場関係文書と、久賀村及び新治村

からの諸達帳や区長から惣代宛の通知な
ど近現代須川村笠原地区の戸長・区長文
書があります。

(請求番号P九〇〇七)

○利根郡新治村・笛木ふう子家文書

文書の伝存地は、利根郡相保村のち湯
ノ原村(現新治村相保)の笛木家で、約

三〇〇点です。海圓寺開闢記録などの近
世文書約六〇点と、近現代文書では、善

光寺・金比羅山などの一枚刷りの名所図、
名所写真や絵葉書などがあります。

(請求番号P九六〇四)

○利根郡新治村・林直家文書

文書の伝存地は、利根郡相保京村のち
須川方文書、三国街道須川宿の助郷人
馬継立や飯米買いなどに関する須川村

(宿) 脇本陣家に伝來した文書、他に郷
土史家の故本多夏彦氏が収集した文書
(筆写史料を含む) などがあります。

(請求番号P九六〇四)

○利根郡新治村・久賀村方文書

久賀村(現新治村猿ヶ京)の林家で、約
八三〇点です。年貢割付や皆目録、村
入用帳、人馬継立や廻所に関するものな
どの猿ヶ京村に関する文書と、地券や馬

喰經營に関する文書、戦時中に家族に宛
てた軍事郵便など林家の私的文書があり
ます。

(請求番号P九八〇二)

新たに収蔵された古文書

新たに収蔵された古文書は次のとおりです。

○前橋市新治村・平成二年六月以降、当文書館へ寄託

平成二年六月以降、当文書館へ寄託・
寄贈された古文書は次のとおりです。

○前橋市新治村・乾玲子氏収集文書

乾氏の叔父田中春吉氏が収集した文書
で、太平洋戦争による空襲被害状況を記
した文書や、カスリン台風の被害状況記
載の冊子など一五点です。

○前橋市元続社町・清水勉家文書

関わる旅日記一点です。(追加寄贈)

○前橋市元続社町・清水氏文書

清水氏の父が所蔵していた昭和九年陸
軍特別大演習写真帳一冊です。(寄贈)

○高崎市新保田町・今野忠雄氏収集文書

明治九年の藤岡郡長宛て査取素彦の書
簡一通です。

(寄贈)

○前橋市朝日町・酒井保敏家文書
酒井家は、江戸時代に前橋藩主松平家
の家臣で、藩主とともに白川→姫路→前
橋と移りました。文書は、酒井家に伝存
したもので、分限帳の写しや近世から近
代の版類など約一五〇点です。(寄託)

(請求番号P九六〇四)

○前橋市大友町・長見寺文書

長尾山長見寺は、修驗宗の寺院です。
文書は、同寺に伝存したもので、修驗道
に関する近世文書約六〇点と本や版
にに関する近世文書約六〇点と本や版
本類、近現代史料などがあります。

(請求番号P九六〇四)

○勢多郡赤城村・永井明家文書

文書の伝存地は、赤城村三原田の永井
家です。長尾権四郎書状などの中世文書
の写しのほか、年貢割付状など三原田村
の村方文書で約三〇点です。(寄託)

(寄託)

○前橋市上細井町・金子弘幸家文書

金子氏の祖父政次郎氏が所蔵していた
大日本史や日本外史などの和書や漢籍類
で約三三〇冊です。(寄託)

(寄託)

○吾妻郡吾妻町・片山喜四郎家文書

片山家・一場家はともに、信州街道の
狩宿廻所で廻所番をつとめた家です。廻
所番勤方や普請に關わる文書、御用日記
など両家合わせて約五〇〇点です。

(寄託)

○明治期「郷土誌」

「郷土誌」は、明治四年の県知事訓
令により各市町村で作成されたものです。

当時二〇八市町村のうち、四七町村分を
撮影しました。

降の笛木家の私的文書で約三〇〇〇点で
す。(追加寄託)

(請求番号P九六〇四)

○前橋市三俣町・山田寅次郎収集文書

山田氏が収集した條目表や明治期の布
帳地帳などの近世文書、野帳などの近
代戸長役場文書で約三〇点です。(寄託)

(請求番号P九六〇四)

○前橋市篠田町・篠田賢一家文書

栗間家は、江戸時代、前橋藩松平家の
家臣をつとめました。加藤清正の書
状、藩の役職に關わる文書や書状、兵法
や武術に關する文書などの近世文書約三
〇〇点です。

(寄託)

○前橋市篠田町・片山喜四郎家文書

片山家・一場家はともに、信州街道の
狩宿廻所で廻所番をつとめた家です。廻
所番勤方や普請に關わる文書、御用日記
など両家合わせて約五〇〇点です。

(寄託)

○明治期「郷土誌」

「郷土誌」は、明治四年の県知事訓
令により各市町村で作成されたものです。

当時二〇八市町村のうち、四七町村分を
撮影しました。

邑楽町の歴史を学ぶ会

当会の出発点が町教委主催の「古文書学入門講座」であったことから、その学習対象を古文書に求めるものであるが、これに拘泥するものではない。

明治以前の児童たちは「庭訓往来」等の「往来物」と称する手本を以て学習していた。用いる字も「常用漢字」や「現代假名遣い」ではなく、正規の漢字であり、且つ変体假名等を以て学習していた。

「郷にあつては、郷に従え」の言葉通り、我々は少なくとも昭和二十年以前の世界にタイムスリップして文字や言語、さらには思考感覚までも要える必要がある。

かくすれば、郷土の先人たちが歩んだ道程を理解し得るものと信じて、次のように学習と研究を進めている。

①「群馬県邑楽郡町村誌材料」の学習。江戸から明治へと、郡内諸町村が時代と共に推移する状況を端的に確認出来る。②町内に伝存される古文書の解説と、その背景についての学習。

③各種金石文の採掘と解説。信仰、感謝等々、自然と向き合う往時の人々の生活態度を読み取る。

④右の三点から学び取った諸相につき、掘り下げ学習を展開する。例えば、各町の沿革・地名・領主の変遷・社寺及び



こぶ観音・明言寺宝蓋印塔探査

安中市史編さん室

安中市史編さん事業は、平成五年四月一日教育委員会教育課文化財係に市史編さん準備担当の行政嘱託一名が配属され、スタートしました。地味なスタートだったで当市が市史編さん中であることを知らない人も多かつたようです。

その後事業の進展に伴い順次職員を増員し、平成十年度に第一回配本の「民俗編」を、十一年度に第二回配本「自然編・教育文化宗教編」を刊行することができました。現在第三回配本の「原始古代中世編」の刊行に向日夜奮闘中です。

当市の市史編さん事業の環境は前述のとく決して恵まれたものではありませんでした。小さな自治体の宿命で、人員で特色ある市史を目指しています。言い換れば執筆者の努力と情熱が凝縮され、て入っておりますのでぜひご一読賜ります。

(安中市史編さん事務局 藤巻正勝)

代の行政文書を利用することができます、逆に資料を整理する時間が足りないほどのがうしい誤算が生じています。

人員や予算の不足を関係機関の暖かいご指導と編さん委員の方々の情熱で補いながら、今までなんとか事業を継続することがきました。

安中市史は、全六巻というコンパクトな市史ですので、総合的でなく当市の特徴である街道や養蚕を重点的に扱うこと

で特色ある市史を目指しています。言い換れば執筆者の努力と情熱が凝縮され、て入っておりますのでぜひご一読賜ります。



夜間燃火採集調査

Q&A

レフアレンス コーナー

告）・・・と記されているかどうかを
確かめてください。

よく古文書の書き出しに「乍恐以書付（恐れながら書き付けをもつて）」という「柱書（はしらがき）」を見ます。が読み解の面では軽視してもよいのでしょうか？

A

とんでもありません。「柱書（はしらがき）」は古文書読解の点でとても重要なです。「乍恐・」とあつたら、下から上にもら上げられた「上申文書」であり、この内容は「訴状」か「願書」に限定されます。

「乍恐・」の文書の差し出しが農民の場合は祖先の相手は武士（領主）となつて、「乍恐・」の文書は武士（領主）に回答を求める意味を含んでいるのです。

これに対して「差上ヶ申・・・」といふ柱書をもつ文書も農民から武士（領主）に宛てた「上申文書」であるのです。が、こちらは単なる報告や始末書であつて、必ずしも武士（領主）に回答を求める意味は含まれてはい不会有です。

もし文書に「乍恐以書付御訴訟奉申上候」とあつたら、文書の末尾に「訴訟方（原告）・・・」とともに「相手方（被

告知板

あ
ゆ
み

○「ぐんま史料研究」第15号の販売

【論文】高島英之「平将門の王權—その構想の特質について」・神山知徳「新法期における郡政運営について」

【史料】「上野群馬県三波川村御跡状況帳（九）」

○「ぐんま史料研究」第16号の販売

【論文】川原秀夫「上野国における平安時代の神社行政」・宮崎恵弥「島村蚕種業者による桶木県延島新田進出と蚕室経営」

【史料】「大日本帝国憲法下における群馬県衆議院議員選挙録（一）」*三月初旬刊行予定

【史料】「上申文書」を武士（領主）宛に提出します。

【史料】「乍恐以書付御訴訟奉申上候」と名付けられた「上申文書」を武士（領主）宛に提出します。

【史料】「一九〇〇年の群馬（3）—教育改革と出版ジャーナリズム—」のご案内

▽会期 1月12日（金）～5月20日（日）
△会場 文書館・階展示室 観覧無料

一九〇〇年に行われた中等教育の拡充を中心に、明治期の教育改革にかかる文書を展示しました。また、文化の面では一九〇〇年前後の新聞や雑誌を紹介します。明治の新聞を開いて並べた新聞コーナーを、ぜひご覧ください。

バネルの貸し出しについて

文書館がこれまで展示用に作成したバネルをお貸しいたします。対象は市町村等の公共団体と学校です。詳しく

は文書館までお問い合わせください。

△平成12年7月～12月

7・2 ふるさと古文書講座（東毛地区
全3回）

7・14 第2回収蔵古文書展開始
文書調査員会議開催

7・22 長期古文書解説講座①・金沢文庫主任学芸員西岡博文氏（③）

8・5 長期古文書解説講座④・群馬高専教授田畠勉氏（⑬）

10・12 「ぐんま史料研究」第15号刊行企画展「時の向こうに何かが見える」（12/3）

11・11 長期古文書解説講座⑫・文化女子大学教授原島陽一氏（⑯）

11・12 企画展記念講演会「三国峠を越えた旅びと」（元筑波大学教授田中圭一氏）

12・2 長期古文書解説講座⑯・高崎経済大学教授和泉清司氏

12・9 長期古文書解説講座⑰・東京国立博物館主任研究官時枝務氏

12・12 行／群馬県立文書館立博士（元前橋市文京町三丁目一六四番地）

発行／群馬県立文書館
〒三三二〇一前橋市文京町三丁目一六四番地
印刷／松本印刷工業株式会社
題字／園庭征人書